

分類番号	ニュース事項	情報源	掲載年月日
2-2600	死傷者 13.1%減少 厚労省、09年建設業労災 全産業の2割占める	建設通信	2010.03.03

死傷者13.1%減少

②TSUB

厚労省、09年建設業労災 全産業の2割占める

厚生労働省がまとめた2009年(1-12月)の労働災害発生状況(速報)によると、死亡災害と休業4日以上の死傷災害を合わせた全産業の死傷者数は8万2849人で、このうち20.4%を占める1万6917人が建設業となった。前年比13.1%減となり、人数では2541人減った。全産業に占める割合は、0.1%減だった。

建設業の死傷者数を業種別にみると、既設建築物設備工事業を除く「建築事業」が1万2475人と最も多い。土木工事などの「その他の建設事業」は3057人、「既設建築物設備工事業」が864人、「機械装置の組み立てまたはすえ付けの事業」が202人、「舗装工事業」が140人、「水力発電施設等新設事業」が102人、「道路新設事業」が70人、「鉄道または軌道新設事業」が7人となっている。

建築事業の死傷者数内訳は「木造など家屋」が5580人、「鉄骨造りなど家屋」が3511人、「その他」が1974人、「建築物設備」が10

22人、「電気工事」が268人など。その他建設事業は「その他」が2800人、「河川土木工事」が136人、「砂防工事」が70人、「海岸・港湾工事」が51人で、「土地整理土木工事」はゼロだった。

既設建築物設備工事業は「電話などの設備」が556人、「建具、板張りその他内装」が179人、「電気の設定」が129人。水力発電施設などは「ずい道新設」が93人と9割以上を占め、「水力発電施設設置い道など新設」が36人、「高えん堤新設」が3

死亡は1月末から24人増加

また、同省がまとめた09年(1-12月)の労災発生状況(速報)のうち、建設業の死者数は2月7日現在の集計で358人と、1月末の公表人数から24人増加した。前年に比べ16.7%、72人減少したものの、全産業に占める割合は35.3%と1.4%上がった。

建設業の月別死者数は、1月27人、2月39人、3月30人、4月16人、5月16人、6月31人、7月30人、8月37人、9月28人、10月37人、11月33人、12月34人。事業別では土木145人、建築143人、その他70人だった。都道府県別では北海道が29人、東京都が神奈川、兵庫の1都2県が各21人、大阪が20人、千葉が17

人、福岡が16人、埼玉が15人、新潟と静岡が各11人、愛知が10人など。

事故別にみると「墜落・転落」は142人と最も多かった。ただ、前年と比べると墜落・転落の死者は29人減った。このほか「崩落・倒壊」が39人、「交通事故(道路)」が37人、「はさまれ巻き込まれ」が35人、「激突され」が28人、「飛来・落下」が23人となっている。

一度に3人以上の労働者が業務上死傷などを受ける重大災害は建設業で09年の1年間に67件発生し、272人が死傷、うち14人が死亡者だった。前年比では件数で20件、死傷者数で119人、死亡者数で19人それぞれ減った。事故別では「交通事故」が31件、「倒壊」と「中毒・薬傷」が各11件などだった。

分類番号	ニュース事項	情報源	掲載年月日
2-2610	将来性「ない」3分の2 残業時間は3年連続減少 建設関連労連調査	建設通信	2010.03.12

将来性「ない」3分の2

② TSV 12

残業時間は3年連続減少

建設関連労連調査

建設コンサルタントなど建設関連業に将来は「ない」が3分の2、「ある」は3分の1。全国建設関連産業労働組合連合会が組合員を対象に調査した結果、公共事業の大幅な削減に先行き不安を抱えている姿が浮かび上がった。現状の大きな課題である低価格入札については、「最低制限価格を設けるべき」など発注者側に対応を求め意見が多かった。残業時間は3年連続で減少を示したが、男性が減少する一方、女性は増加傾向が続いている。

建設関連労連はコンサルや地質、測量、建築積算の46労働組合(オブザーバー含む)で構成、2009年11-12月に賃金や生活の実態、春闘要求などを内容とする第30回統一アンケート調査を実施した。今回初めて、仕事の将来性について組合員がどう考えているかを調べた。将来性が「ある」は5・3%、「どちらか」とある「は28・3%の計33・6%で、全体の3分の1は肯定的だった。これに対し「ない」は16・3%、「どちらか」とない「は49・5%の計65・8%で、否定的な見方が肯定の2倍に達

していた。年代別にみると、24歳以下は男女ともに肯定派と否定派が50%前後であり差はないが、年齢が上がるにつれ否定派が増え、30-34歳は否定派が男女で60%台に上昇、男性でもっとも多いのは50-54歳の72・7%、女性は40-44歳の78・3%となっている。低価格入札は業界の疲弊につながる問題として、今回初めて取り上げた。対応策としてももっとも多かったのは、「最低制限価格を設けるべき」が38・0%、次いで「低入札価格調査制度の強化等、発注者側が対策強化」が22・6%、「技術力重視の選定で改善」が20・9%と続いている。「経営者の自覚を待つ」は7・1%、「業界団体がペナルティーを課す」は6・9%で、業界内部の対応よりも発注者への要望が大半を占めていた。

対策を講じているほか、労働基準監督署からの指導などで削減せざるを得ないという事情もあるようだ。

ただ、男性は3年連続の減少だが、女性は04年度の26・7時間が09年度は35・1時間と増え続けている。年代別では、25-29歳の男性66・2時間、女性62・0時間で、この年代が男女とももっとも残業が多かった。

一方、月間の残業時間は回答した労組によって10月、あるいは11月と時点が異なるが、09年度は55・2時間で前年度よりも0・8時間減少、過去20年間でピークだった06年度の59・6時間と比べ改善が進んでいた。労働環境改善の観点から会社側が積極的に

下請債権保全支援事業、きょうスタート 元請け破綻時 支払い保証

下請けの「自立」を後押し

下請けが保有する売り掛け債権をファクタリング（債権買取）会社が保証しやすくなる「下請債権保全支援事業」が、きょうからスタートする。政府の2009年度第2次補正予算で創設する制度で、下請けが元請けから仕事を請け負っている最中に元請けが破たんするなどした場合にも、下請けは仕事をした分の代金をファクタリング会社から支払ってもらえる。

下請けの「自立」を後押しする制度として注目を集める中、ファクタリング事業業者に、昭和リース（東京都江東区）、三菱UFJファクター（同千代田区）の民間事業者2社と、北保証サービス（札幌市）、建設経営サービス（東京都中央区）、建設総合サービス（大阪市）の保証会社系3社の計5社が認定された。

下請債権保全支援事業は、元請けに対して下請けや資材業者が持っている請負工事・資材代金の売り掛け債権（手形を含む）の支払いをファクタリング会社が保証する際に、元請けが破たんするなど債権の回収が難しくなった場合の損失の95%を建設業債権保全基金で補償する。これによって、リスクが減ってファクタリング会社は下請けが持つ債権の保証をしやすくなる。また、ファクタリング会社は下請けが支払った保証料の3分の2を国が助成することで、下請けが支払った保証料が下がる。

この制度では、実際に元請けが破たんした際に、工事の途中で本来、下請けにいくら支払われるべきだったかを確定する作業が重要になる。本来であれば、下請けが請け負った仕事をどの程度まで進めていたかを確認し、その代金を確定する。少なくとも、元請けが下請けに対していくら支払ったか月ごとに提示する「支払通知書」がなければ債権額の確定が難しい。

債権額の確定 作業が重要に

だが、支払通知書を債権確定に使った場合、現金払いであれば支払通知から支払いまでの数日しか保証されない。今回の制度で特徴的な点は、この債権額を元請けが元請けに出す請求書によって決める点だ。元請けに出した請求書にファクタリング会社は提出し、審査を受けて認められれば、支払いまでに元請けが破たんしてもファクタリング会社から請求していた分の一部が支払われる。

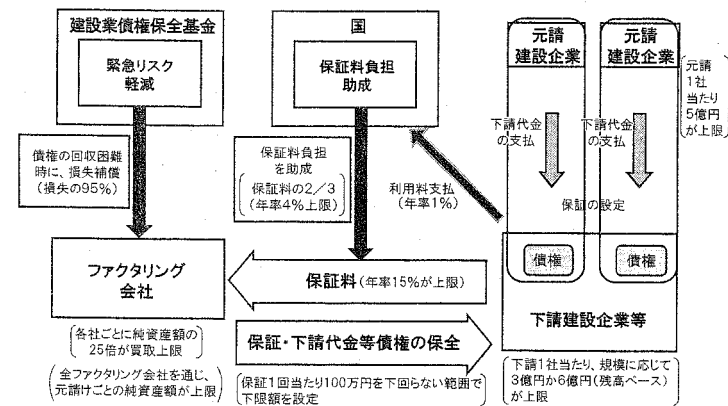
通知書発出まで 18割上限

ただし、請求書だけでは債権額の確定が十分なため、請求書発出から元請けによる支払通知書が届くまでの間は、債権の8割がファクタリング会社による保証の上限となる。さらに、実際に支払通知書が届く前に元請けが法的整理などを行った場合は、請求書の額ではなく、元請けの管財人が認定した額が債権額とみなされる。不正などを防止するためだ。

元請けからの支払通知書が届けば、現金払いであれば支払いまで、手形であれば手形期日まで債権が保全される。手形をファクタリング会社に持ち込めば期日前に現金化できる「下請資金繰り支援事業」と同様、ファクタリング会社ごと、元請け1社ごと、ファクタリング会社全体、下請け1社ごと

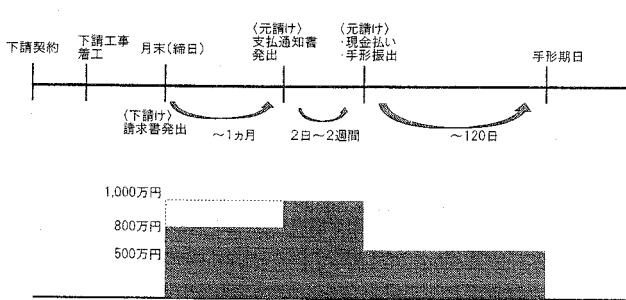
話題 縦横 ④ Tsu

■下請債権保全支援事業のスキーム



請求書で債権額算定

■下請代金支払いの流れ



従来の元下関係脱却 「自らを守る」

実際に下請けが売り掛け債権をファクタリング会社に持ち込み、保証を受けることになった場合に支払う保証料は、国が助成することで一般的な保証料より下がる。1000万円の債権（3カ月）で、本来、ファクタリング会社に支払う保証料が8%（20万円）の場合を例にあげれば、国が保証料の3分の2を助成するはずだが、助成には年率4%の上限があるため助成は4%となり、実際の保証料は当初の8%から4%を引いた4%で、助成額は10万円だ。ただし、この事業を活用する場合、下請けが年に年率1%の利用料を払わなければならない。1000万円の債権の年

1000億円分の 債権保証が可能

下請債権保全支援事業は、下請けが負わなければならないリスクを軽減するためのツールであり、下請けの「自立」を支える制度だ。この事業を通じて、下請けの債権をファクタリング会社が保証する市場の規模が拡大すれば、国による保証も必要なくなる。同事業の予算47億円のうちファクタリング会社への保証のために46億円を建設業債権保全基金に積む。この46億円は、一般的な建設業におけるデフォルト率が3~4%であるとして、1000億円分の債権保証が可能となる。これが、今回の予算が構築するファクタリング事業の市場規模だ。ファクタリング会社による債権保証の市場が拡大するきっかけとなるか。今後の下請け自立のカギを握っているかもしれない。

率1%は2万5000円。最終的に1000万円の債権の支払い保証を受けるためには、保証料の10万円と利用料の2万5000円を足した12万5000円が必要になる。

公共事業削減や厳しい経済情勢も続く中で、大手ゼネコンの経営も厳しさを増す。従来のように元請けが下請けを保護する仕組みが崩れ、下請けの倒産を元請けが監視するしかなくなっている。

下請けは、自らを守るが守らなければならない。保護されない元請けからも受注し、元請けが破たんするリスクも助長しなければならぬ。従来の元下関係を脱却し、元請けからの「自立」が進んでいる。

保証上限額のイメージ 出来形の請求金額が1,000万円 支払方法が現金50%、手形50% の場合